

令和
5年度

自転車の安全利用推進期間

令和5年5月1日(月)～5月31日(水)

「自転車に 乗るなら必ず ヘルメット」



推進重点

- ① 自転車の交通ルールの遵守
- ② 歩行者等に配慮した安全利用と全ての自転車利用者によるヘルメット着用の推進
- ③ 飲酒運転、二人乗り、並進、傘さし、携帯電話使用、ヘッドホン使用等の危険な行為の禁止

令和4年度岩手県交通安全ポスターコンクール 小学校高学年の部【最優秀賞】北上市立南小学校4年(入賞当時) 大友 日菜詩さんの作品



岩手県交通安全対策協議会
久慈市交通安全対策協議会

～裏面もご覧ください～

●推進期間の趣旨

自転車利用者の安全意識の高揚を図り、全ての自転車利用者によるヘルメットの着用等の交通ルールの遵守と交通マナーの実践、適切な点検・整備と加入済みの保険内容の確認、点検・整備に付帯したTSマーク等の自転車損害賠償責任保険等への加入の促進により、自転車の安全利用の推進を図る。

①自転車の交通ルールの遵守

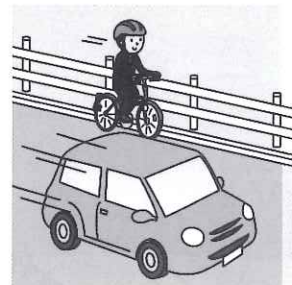
自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

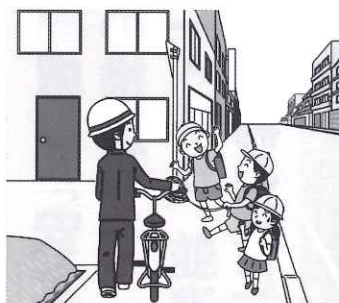
夜間・夕暮れはライトの
早め点灯を心がけ、
反射材を着用しましょう



自転車も車両です
交通ルールを守りましょう



②歩行者等に配慮した安全利用と全ての自転車利用者によるヘルメット着用の推進



歩道は例外。歩行者優先



全ての自転車利用者に対してヘルメットの
着用が努力義務となっています

自転車乗用中の交通事故で亡くな
られた方は、約6割が頭部に致命傷を
負っています。また、自転車乗用中の
交通事故においてヘルメットを着用し
ていなかった方の致死率は、着用して
いた方に比べて約2.2倍高くなってい
ます(平成29年～令和3年合計)。

日常生活で自転車に乗る時もヘル
メットを着用して、頭部を守りましょう。

③飲酒運転、二人乗り、並進、傘さし、携帯電話使用、ヘッドホン使用等の危険な行為の禁止

すべて禁止行為です



※※自転車を安全に利用するために、日頃から安全点検をしましょう※※

ブレーキ

前輪・後輪ともによくききますか？

タイヤ

すり減ったり、変形していませんか？
十分に空気は入っていますか？

反射材

反射材は後部や側面に付き、
壊れたり汚れたりしていませんか？

車体

- ・ハンドル 直角に固定されていますか？
- ・サドル ゆるみはないですか？高さはいいですか？
- ・ライト 明るく点灯していますか？
- ・ペダル 曲がっていませんか？
- ・チェーン ゆるんでいたり、さびたりしていませんか？

ベル

よく鳴りますか？

「ぶたはしゃべる」



自転車損害賠償責任保険等への加入について

自転車利用者は、加害者となる事故に備え、自身と相手を守るため、自転車損害賠償責任保険等への加入に努め
ましょう(岩手県では条例により、令和5年7月1日から自転車損害賠償責任保険等への加入が努力義務となります)。